

議案第208号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため、香椎浜老人いこいの家を新設するとともに、赤坂老人いこいの家の新築移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表福岡市立赤坂老人いこいの家の項中「桜坂二丁目」を「赤坂二丁目」に改め、同表に次のように加える。

福岡市立香椎浜老人いこいの家	福岡市東区香椎浜二丁目
----------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表福岡市立赤坂老人いこいの家の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。